

感染症法上の位置付け変更に伴う県の医療提供体制等の主な変更点（1）

別添2

区分		現行	位置付け変更後（R5.5.8以降）
外来医療	発生届	4 類型（65歳以上、入院を要する方、重症化リスクがあり治療薬等が必要な方、妊婦）は届出	終了
	医療機関	診療・検査医療機関（316機関：令和5年4月24日時点）による対応 ホームページで医療機関名等を公表	幅広い医療機関での対応に移行 医療機関名等の ホームページ公表は継続
	医療費公費負担	検査費用、陽性診断後の外来医療費の自己負担分を公費負担	検査費用、陽性診断後の外来医療費は 自己負担 コロナ治療薬は9月末まで自己負担なし
入院医療	医療機関病床確保	入院医療機関（31機関）による受入病床を最大387床確保し、段階に応じて運用	幅広い医療機関で対応（46機関+a） 病床を 最大438床確保 し、段階に応じて運用
	入院調整	入院調整本部による調整	医療機関間による調整 医療ひっ迫時は本部による調整
	医療費公費負担	入院医療費を公費負担	自己負担 高額療養費制度適用後から2万円を上限に軽減

感染症法上の位置付け変更に伴う県の医療提供体制等の主な変更点（2）

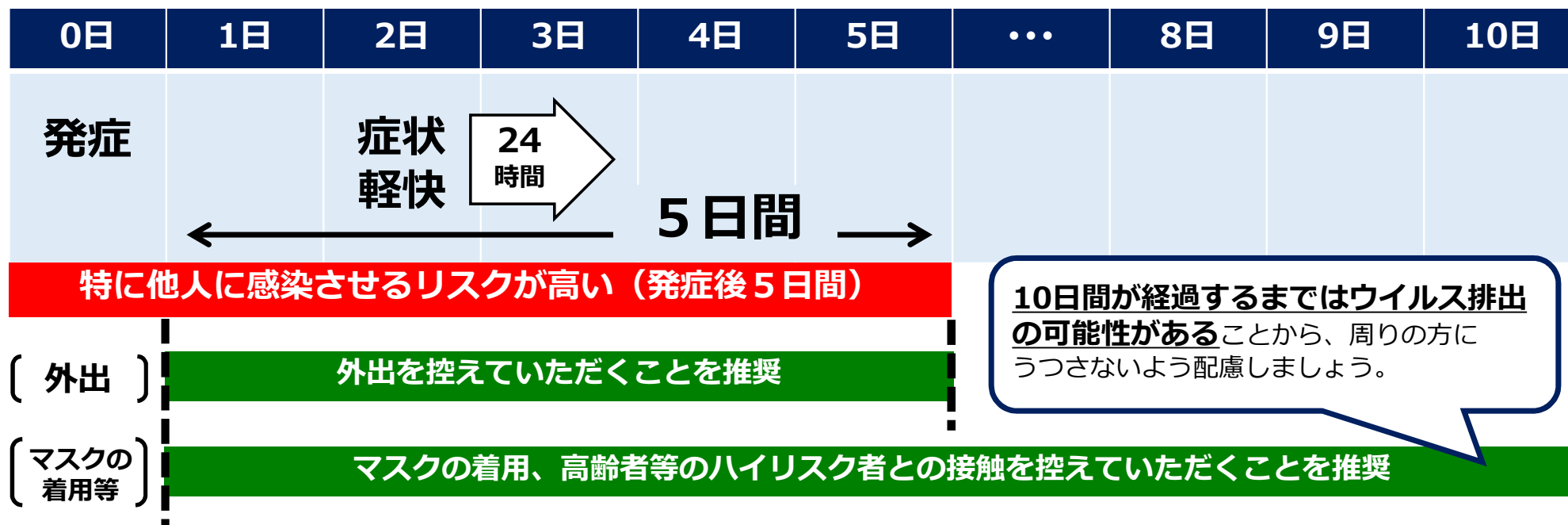
区分		現行	位置付け変更後（R5.5.8以降）
宿泊療養	療養施設	自宅で隔離が困難な方が療養できる宿泊療養施設を提供 （3か所計133室）	終了
自宅療養	健康観察	フォローアップセンター、訪問看護ステーション、保健所等に対応	終了 （体調急変時の相談は健康相談コールセンターで継続対応）
	物資支援	希望者に対して食料品、日用品等を配送	終了
高齢者施設等への対応	平時の感染対策	研修会の実施、入所者へのワクチン接種勧奨	継続
	集中的検査	職員等に対して週3回程度の実施	継続
	クラスター対策	感染管理支援チームを派遣	継続
	業務継続支援	業務継続支援チームを派遣 感染収束までの継続的な助言を実施	継続

感染症法上の位置付け変更に伴う県の医療提供体制等の主な変更点（3）

区分		現行	位置付け変更後（R5.5.8以降）
患者等への対応	健康相談 （コールセンター）	発熱等の症状のある方へ受診可能な医療機関を案内	<u>新たに看護師を配置し、9月末まで当面継続</u>
	罹患後症状の相談	コールセンターにて相談可能な医療機関を案内	<u>継続</u>
	陽性者登録センター	発生届対象外で陽性となった方、自己検査で陽性となった方の登録受付	終了
	無料検査	感染に不安がある無症状の県民を対象に検査機関、薬局等で無料検査を実施	終了
	患者搬送	入院・宿泊療養への搬送体制を確保	終了
サーベイランス	感染状況把握	発生届等に基づく全数把握 確認日ごとの感染者数、死亡者数、 クラスター発生の公表	確認日ごとの感染者数、死亡者数の公表は 終了 <u>定点医療機関による感染動向把握 （ホームページにて週毎に公表） クラスター発生の公表は継続</u>
		ゲノムサーベイランス	<u>継続</u>

5類感染症への変更に伴い、感染症法に基づき患者に対して外出自粛を要請することはありません。
外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際、以下の情報を参考にしてください。

＜療養の目安＞ 発症後5日間経過かつ症状軽快後24時間経過



- 5類感染症への変更後は、患者の濃厚接触者として特定されることはなく、感染症法に基づき外出自粛を要請することはありません。
- もし、同居の家族等が新型コロナにかかったら、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症後5日間にご自身の体調に注意しましょう。また、7日目までは手洗い等の手指衛生や換気等の基本的な感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等のハイリスク者との接触を控える等の配慮をしましょう。

健康相談窓口

発熱時の受診相談、陽性判明後の体調急変時の相談などは、引き続き、健康相談コールセンターで受け付けます

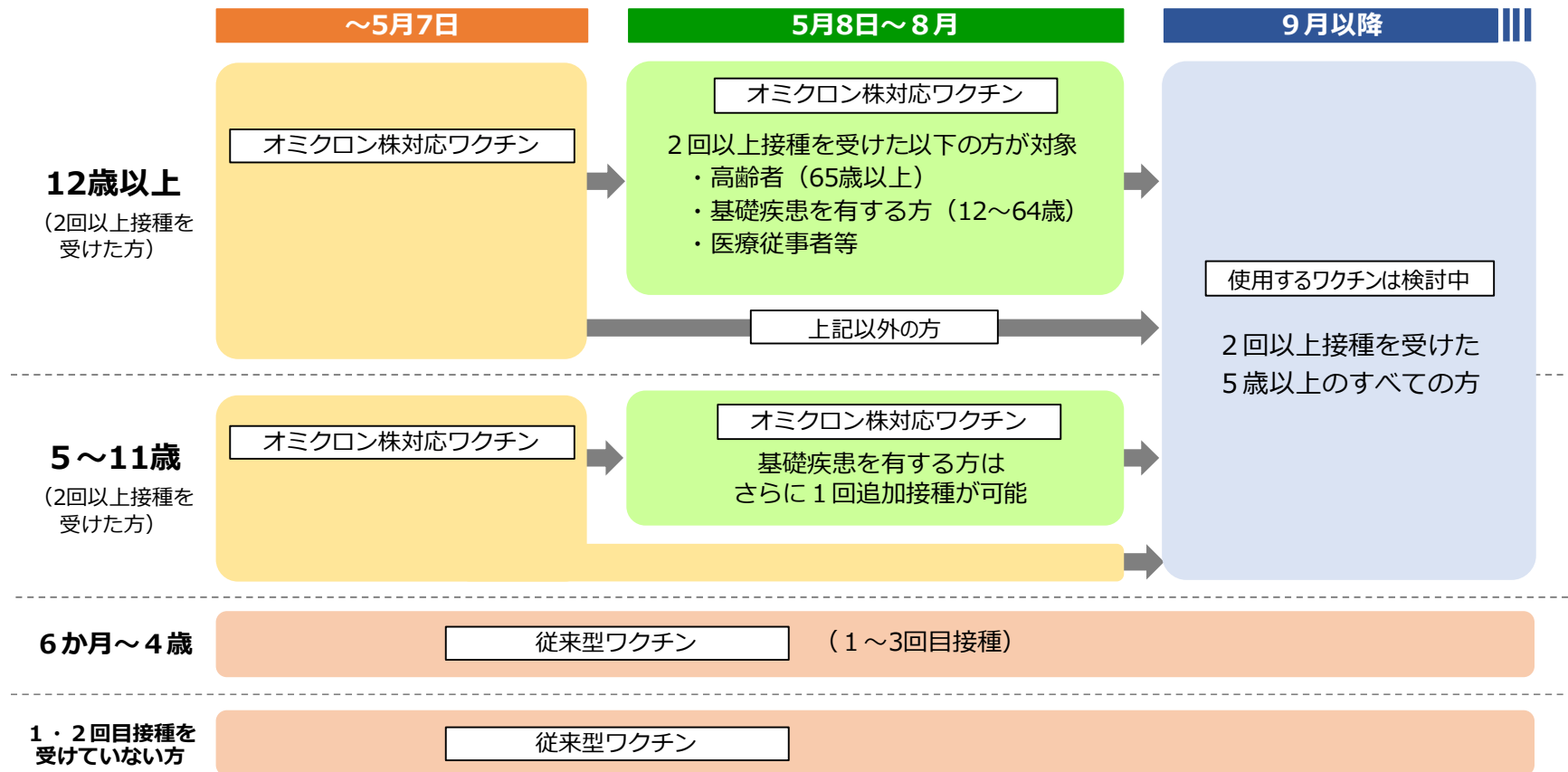
	専用電話番号
松江保健所	0 8 5 2 - 3 3 - 7 6 3 8
雲南保健所	0 8 5 4 - 4 7 - 7 7 7 7
出雲保健所	0 8 5 3 - 2 4 - 7 0 1 7
県央保健所	0 8 5 4 - 8 4 - 9 8 1 0
浜田保健所	0 8 5 5 - 2 9 - 5 9 6 7
益田保健所	0 8 5 6 - 2 5 - 7 0 1 1
隠岐保健所	0 8 5 1 2 - 2 - 9 9 0 0

8:30～21:00（土・日・祝日も受付） 症状悪化など緊急の場合は時間外も受け付けます

今後のワクチン接種について

- ・ 特例臨時接種が令和6年3月31日まで延長され、5月8日以降も自己負担なしで接種可能
 (高齢者等重症化リスクの高い方や医療従事者などは2回、その他の方は秋以降で1回の接種)
- ・ 現在実施しているオミクロン株対応ワクチンの接種は、5月7日をもって終了(5~11歳の方は8月末まで継続)

【令和5年度における接種のイメージ】



※ 6か月~4歳の方及び1・2回目接種を受けていない方は、5月8日以降も従来型ワクチンの接種を受けることが可能